

加西市区域区分見直しに係る調査検討業務委託

プロポーザル実施要領

加西市

都市整備部都市計画課

(令和5年5月)

## 1 趣旨

北播磨地域が属する東播都市計画区域の約90%を占める土地は、昭和46年3月に都市計画法第7条に規定する区域区分によって市街化を抑制する市街化調整区域に区分された。この区分(以下「線引き」という。)により建築行為が厳しく規制されたことを原因の一つとして、北播磨地域では線引きから50年経過した現在、人口減少による地域活力低下という大きな課題に直面している。

兵庫県はこの課題を受けて、令和3年11月に「兵庫県土地利用推進検討会」を立ち上げ、市街化調整区域等の土地利用促進について検討を進め、「令和4年度から都市計画審議会に専門委員会を設置し、区域区分の見直し方針を検討する」と結論付けた。そして、令和4年9月に設置された専門委員会において検討を進めた結果、区域区分に係る基本的な考え方として、東播都市計画区域の内陸部においては「区域区分廃止の意向がある市町について、市町が区域区分と同様の土地利用コントロールを行う場合は、設定しないことも可とする。」との方針を定めた。

この方針に対して、本市は区域区分廃止の意向を表明し、兵庫県が示した区域区分の要否判断に必要な区域区分を廃止した際に想定される影響の調査と影響を抑制する土地利用コントロール手法の検討を行うこととなった。

本業務委託は、それら区域区分の要否判断に必要な影響調査と土地利用コントロール手法の検討を行うものである。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名:加西市区域区分見直しに係る調査検討業務委託
- (2) 業務の目的:別紙「加西市区域区分見直しに係る調査検討業務委託仕様書」を参照
- (3) 業務内容:別紙「加西市区域区分見直しに係る調査検討業務委託仕様書」を参照
- (4) 履行期間:委託契約締結日から令和6年3月25日までとする。

## 3 提案上限額

7,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

## 4 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を予定している者(以下「参加予定者」という。)は、指定期日までに企画提案書等を提出し、第1次審査により参加資格を有すると認められた者(以下「参加者」という。)であるとの通知を受けた場合に第2次審査のプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 市は、審査の結果、得点が最上位となった者を「契約候補者」、第2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。

- (3) 上記(2)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (4) 本プロポーザルに係る日程については、「12 日程」のとおりとする。

## 5 参加者の資格要件

参加者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

ただし、共同企業体が参加者となる場合、下記「参加資格要件の一覧」のうち番号1の全てについては共同企業体構成員の全てが要件を満たすこと、番号2と3については共同企業体代表者が要件を満たすこととする。

### 【参加資格要件の一覧】

番号	資格要件	内容	提出書類
1	ア 入札参加資格者名簿への登録	加西市財務規則(昭和 42 年規則第 40 号)第 105 条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、対象業務の性質又は目的からして、入札参加資格者名簿に未登録事業者の参加や業務遂行のために新しく企業、団体等を設立し参加を認める場合は、所定の期日までに入札参加資格者名簿に登録できることを条件としてプロポーザルに参加させることができるものとする。	入札参加資格者名簿についての誓約書(別記様式3)※参加申込み時点で名簿に登録していない場合
	イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること ※契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないこと	参加資格についての誓約書(別記様式4)
	ウ 指名停止措置	加西市工事請負等契約に係る指名停止の措置要領(平成6年7月15日訓令第 23 号)に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。	参加資格についての誓約書(別記様式4)

	エ 契約の相手方としての適格性	加西市暴力団排除条例(平成24年3月23日条例第1号)に規定する暴力団等でないこと	暴力団排除条例に関する誓約書(別記様式5)
	オ 市税の納付状況	市税を滞納していないこと	市税納税証明書(別記様式6)※市内に本店又は本社を有する参加予定者のみ
	カ 消費税及び地方消費税の納付状況	消費税及び地方消費税を滞納していないこと	納税証明書(国税)
2	経営の安定性	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと	財務諸表 (損益計算書及び貸借対照表)
3	業務実績	平成25年度から令和4年度までの10年間に於いて、市町村都市計画マスタープラン、市町村立地適正化計画など市町村の都市計画に係る計画策定業務、区域区分、用途地域、地区計画、市街化調整区域の土地利用規制緩和など市町村の都市計画決定(変更)に係る業務又は市町村総合計画、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略など市町村のまちづくりに係る計画策定業務の履行実績が1件以上あること	業務実績調書(別記様式1) ※実績を証明する契約書等の写しなどを添付すること
4	その他	・その他所管課長が必要と認める事項 ・その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと	参加申込の受付後に任意の図書の提出を求められることがあります。

## 6 説明会

説明会は開催しない。

## 7 質問・回答

質問・回答については、次のとおり行うこととする。

### (1) 質問がある場合

「質問及び回答書」(様式5)に質問事項を記載のうえ、令和5年6月5日(月)午後5時までに、様式5を添付し、電子メールにより加西市都市整備部都市計画課(以下「所管課」という。)まで送信すること。なお、必ず電話による受信確認を行うこと。メールの件名は「プロポーザルの問い合わせについて(会社名)」とすること。

### (2) 質問に対する回答

回答は、令和5年6月9日(金)までに、市のホームページに掲載する。

※参加要件を満たさないことが明らかな者からの質問については、市は回答しないことができる。

## 8 参加申込など

### (1) 参加申込

プロポーザルへの参加予定者は、「プロポーザル参加申込書」(様式1)に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、次の関係書類を添えて所管課に提出すること。なお、共同企業体として参加を申し込む場合、下表の12については共同企業体代表者が、それ以外は共同企業体構成員の全てが提出すること。ただし、下表の2について、「参加資格要件の一覧」の番号3の要件を構成員全てが満たさない場合、要件を満たす構成員のみ提出することとする。

共同企業体として参加する場合は、「共同企業体届出書兼委任状」(様式1-1)も提出すること。

#### 【参加資格審査書類…正本1部】

1 会社概要(パンフレット等)	7 市税納税証明書(別記様式6)
2 業務実績調書(別記様式1)	8 納税証明書(消費税等)
3 配置予定資格者調書(別記様式2)	9 定款の写し
4 入札参加資格者名簿登録についての誓約書(別記様式3)	10 登記事項証明書
5 参加資格についての誓約書(別記様式4)	11 印鑑証明書
6 暴力団排除条例に関する誓約書(別記様式5)	12 決算関係書類(財務諸表等)

#### 【企画提案書…正本1部、副本9部】

13 企画提案書 (内容は下記参照)	
--------------------	--

提出先:加西市都市整備部都市計画課

提出期限:令和5年6月16日(金)午後5時 必着

※なお、【参加資格審査書類】により、参加資格の審査を行い、参加資格を満たしている場合のみ、プロポーザルに参加できるものとする。参加資格については第1次審査の審査対象とする。

※郵送又は宅配便による提出の場合、提出期限日までに市に到着しなかったものは受け付けない。

※参加申込を受け付けた後、申込図書についてPDFなど電子データの送信を依頼することがある。

## (2) 参加を辞退する場合

参加申込者がプロポーザル参加を途中辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退届」(様式4)に必要な事項を記入し、代表者印を押印のうえ、所管課に提出するものとする。

## 9 企画提案について

### (1) 企画提案書の作成

参加者は、仕様書等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書により提案するものとする。

なお、企画提案書等に記載された内容については、提出された見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

#### ア 企画提案書

企画提案書作成項目、仕様書等を参照のうえ、項目順に作成すること。

書式は任意とするが、用紙はA4判片面印刷、A3判はA4判に折り込み左綴じとする。図示、着色は自由とする。

#### 【企画提案書作成項目】

1 業務実施計画
2 組織体制計画
3 人員配置計画
4 提案内容(※審査評価基準表に記載の提案課題を含む。)
5 業務工程表
6 見積書及び見積内訳書

#### イ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を提案上限額の範囲内で作成することとし、上限額を超える見積書は無効とし、第1次審査で失格とする。

また、見積書記載金額については、本業務の価格(税抜き)、消費税額(地方消費税を含む)を別々に記載し、さらに合計金額を明記すること。見積書については、人件費、諸経費

等の積算の内容が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

## (2) 提出部数

企画提案書は下記部数を提出する。

- ・正本 1部
- ・副本 9部

なお、参加申込みを受け付けた後、企画提案書の加除修正は認めない。

## (3) 提出の期限、方法及び場所

期限：令和5年6月16日(金)午後5時必着

方法：直接、都市計画課窓口へ持参又は郵送若しくは宅配便とする。

(電子メールでの提出は不可)

場所：加西市役所 5階 都市整備部都市計画課

〒675-2395 加西市北条町横尾1000番地

- ※ 持参の場合、土・日曜、祝日の閉庁日は受付できない。
- ※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。また、提出期限後の提出書類の加除修正は認めない。
- ※ 郵送又は宅配便による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

## (4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

# 10 審査方法及び契約候補者等の選定

## (1) 審査方法

契約候補者等の選定は、「加西市区区分見直しに係る調査検討業務委託事業者選考委員会」(以下「選考委員会」という。)を設置し行うものとする。選考委員会は「審査評価基準表(別表1)」に基づき第1次審査及び第2次審査を実施し、契約候補者及び次点者を決定する。なお、総合評価点と同じ場合は、提案課題に係る評価点の合計点数が高い者を上位者とする。

## (2) 第1次審査(書類審査)通過者の決定

プロポーザル参加申込者の参加資格を審査し、第2次審査へ進む者(以下「第1次審査通過者」という。)を選定する。

また、プロポーザル参加への申込者が多数となった場合は、企画提案書の内容、実施体制等を「審査評価基準表(別表1)」に基づいて書類審査し、第1次審査通過者を選定することがある。

市は、書類審査し、第2次審査への参加の可否について、令和5年6月下旬に通知するものとする。

### (3) 第2次審査(プレゼンテーションによる審査)

第1次審査通過者を対象にプレゼンテーションによる審査を実施する。

ア 1者あたりの説明時間は30分以内、質疑応答は15分以内とする。

イ プレゼンテーションに必要な備品は、参加者が用意すること。ただし、電源及びプロジェクター、スクリーンは市が用意する。

ウ 参加者の出席人数は4名以内とする。ただし、共同企業体での参加の場合は、構成員数×2名の人数を上限人数とする。

エ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

### (4) 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、「審査評価基準表(別表1)」により、企画提案書の内容、実施体制等を審査し、契約候補者及び次点者を決定する。

なお、総合評価点と同じ場合は、提案課題に係る評価点の合計点数が高い者を上位者とする。

## 11 契約締結に向けての協議

### (1) 仕様等の確定について

所管課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の見直しを行ったうえで本契約の仕様に反映させることとするが、実施要領に示した基本となる事項については変更できない。次点者においても同様とする。

### (2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

### (3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

## 12 日程

時期	内容
令和5年 5月12日(金)	実施要領の公示、配布
6月 5日(月)午後5時まで	質問書の受付期限
6月 9日(金)	質問の最終回答
6月16日(金)午後5時まで	参加申込書及び企画提案書の提出期限
6月中旬予定	第1次審査
6月下旬予定	第1次審査の結果通知 第2次審査の案内

7月上旬予定(案内から約1週間後)	第2次審査(プレゼンテーション)
7月上旬予定	審査結果の通知
7月上旬予定	契約協議・締結

### 13 情報公開

選考の過程や評価結果については、加西市のホームページで公開する。

### 14 その他

- (1) 参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ア 実施要領に定める事項に違反が判明した場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
  - ウ 実施要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
  - エ その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書は「加西市情報公開条例(平成9年加西市条例第1号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて情報公開の対象となる。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開など業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書などは返却せず、本市の所有物として組織内で複写、配布を行う場合がある。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮の上、適宜市が判断するものとする。

### 15 問い合わせ先

加西市役所都市整備部都市計画課 担当 岩本、大西

電話 : 0790-42-8753

Mail : [toshi@city.kasai.lg.jp](mailto:toshi@city.kasai.lg.jp)